

議案第 17 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和 33 年墨田区条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

第 26 条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 26 条の 3 第 1 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第 2 項中「昭和 37 年法律第 160 号) 第 14 条又は第 45 条」を「平成 26 年法律第 68 号) 第 18 条第 1 項本文」に改め、同条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和 33 年墨田区条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条第 4 項中「昭和 37 年法律第 160 号) 第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「平成 26 年法律第 68 号) 第 18 条第 1 項本文」に改める。

(災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部改正)

第 3 条 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例 (昭和 41 年墨田区条例第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 25 条の見出しを「 (審査請求) 」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、職員の給与に関する条例その他の関係条例について、所要の規定整備をする必要がある。